

# サブリ村野NPOセンター

一時利用室の利用について



令和3年7月改訂

枚方市役所 市民活動課

はじめに

サブリ村野NPOセンターは、より多くの市民やNPO、市民団体などが活動できる場所として、平成25年4月にリニューアルオープンしました。会議や交流の場として、ご利用ください。

■施設開館時間 午前9時～午後9時

■休館日 毎月第4火曜日および年末年始（第4火曜日が祝日の場合は開館します）

1. 部屋の概要について

施設名	広さ	定員	部屋番号	用途（注意事項）
一時利用室（大） 4室	65.6㎡	30人	104/201/ 202/203	<ul style="list-style-type: none"> <li>机と椅子を用意しています。移動した場合は、必ず元の位置に戻してください（202/203は未配列）。</li> <li>附属設備として、プロジェクターとスクリーンを貸出（有料）します。</li> <li>室内で飲食をされる場合は、衛生面（清掃等）に配慮し、ごみは必ずお持ち帰りください。</li> </ul>
一時利用室（小） 3室	32㎡	15人	101/102/ 103	<p><b>※使用をお断りする場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大音量を伴う活動（アンプやドラム、和太鼓や金管楽器類の演奏、宴会など）</li> <li>スポーツ（ただし、体操・ダンスの利用は可）</li> <li>過度な飲酒を伴う飲食など</li> </ul>

2. その他の施設・設備について

名称	内容
貸しロッカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時利用室の登録団体を対象に、1月あたり500円で貸し出します。受付事務所で申し込みください。</li> </ul>
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機（コイン式）と印刷機があります。印刷機を使用する場合は、受付事務所にお申し込みください。</li> </ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターの利用者用としてお使いいただけます。調理はできません。</li> </ul>
共有スペース・廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>北館のエレベーター前に共有スペースを設けています。歓談の場としてご利用ください（長時間におよぶ作業・占用はできません）。</li> <li>ポスター・チラシの掲示、物品の販売等は事前に許可が必要です。希望される方は受付事務所にお問い合わせください。</li> <li>アンケートの収集や署名活動は、許可を受けた施設内で行ってください。</li> </ul>

## 一時利用室用

フリースペース	<ul style="list-style-type: none"><li>・105号室にフリースペースを設けています。短時間の休憩や交流、活動紹介等の展示を行うスペースとしてご利用ください。利用できる時間は、午前9時から午後6時まで。</li><li>・作品等の展示は、事前に許可が必要です。希望される団体は<b>受付事務所</b>にお問い合わせください。</li></ul>
---------	---

### 3. 使用区分と使用料について (基本料金)

(単位：円)

施設名	午前	午後A	午後B	夜間
	9:00~11:45	12:00~14:45	15:00~17:45	18:00~21:00
一時利用室(大)	700	700	700	800
一時利用室(小)	350	350	350	400

※ 市外団体および営利団体、政治・宗教団体は上記金額の倍額、校区コミュニティ協議会および障害者団体は上記金額の半額減免となります。詳細は受付事務所へご確認ください。

#### ■ 附属設備

プロジェクター	1台1回	1,000円
スクリーン	1台1回	1,000円

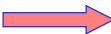
### 4. 団体登録について

施設の予約には団体登録が必要です。所定の登録申請書に代表者の住所・氏名・連絡先・構成人数・会員氏名と連絡先(4名分)などの必要事項を記入し、**受付事務所**で手続きを行ってください。なお、会員の半数以上が枚方市内在住・在学・在勤の者で構成する団体を市内団体として取り扱います。市外団体は、施設の予約ができないため、団体登録は不要です。

団体区分	申請時に必要なもの
NPOなどの市民活動団体	代表者または申請者の氏名等を確認できるもの(免許証・保険証など)の提示。
※校区コミュニティ協議会	校区コミュニティ協議会会長の住所・氏名・連絡先の記入。
※障害者団体	障害者(児)手帳番号と5名の氏名を申請書裏に記入。

障害者団体の減免資格確認書類については、障害者(児)手帳番号及び氏名の確認が必要です。令和3年7月以降は、スマートフォンアプリ(ミライロID)で該当画面をご提示いただくことで本人確認を行うことも可能です。同アプリのご利用時は、以下の事項にご注意ください。

- ・ご自身または同行者の方が同アプリを立ち上げて、画面の提示を行ってください。
- ・同アプリでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を求めることがあります。
- ・同アプリを掲示できず、障害者手帳もお持ちでない場合は「減免不可」となります。

**登録の完了**  申請から7日以降に登録が完了します。登録完了後、**受付事務所**で登録証の交付(IDの付与)を受けてください。不正な申込や無断キャンセルをされた場合は、登録を取り消す場合があります。

## 5. 予約について

団体の区分に応じて予約時期が異なります。また、予約は**受付事務所**での受付を優先とし、**受付事務所**での予約終了後にインターネット予約を開始します。

※1つの利用団体が、引き続き3日を超えて使用することはできません。

### 受付事務所での予約

使用日の8週間前の日（休館の場合は翌日）の午前9時30分から予約を受付ます。午前10時で締め切り、使用施設および区分が重なった場合は抽選を行います。決定した場合に「使用許可申請書」に記入し、使用許可書の交付を受けてください。

### インターネット予約

**受付事務所**での予約終了後の当日、午後1時からインターネット予約ができます。その場合は先着順となります。

## 6. 使用料の納付と使用許可書の発行について

施設等の使用料は、施設の使用許可を受けた際にお支払いください。なお、インターネットで予約された場合は、利用当日の使用を開始するまでに使用料をお支払いください。

### <支払い方法>

#### 受付事務所

使用料の納付と引き換えに使用許可書（兼領収書）を発行。

#### クレジットカード払い

インターネットで予約された場合で基本料金での使用時のみ、クレジットカードでのお支払いが可能です。

## 7. 使用中止と使用料の還付について

やむをえず使用を中止（取消）する場合は、予約システムもしくは**受付事務所**で手続きをしてください。使用日の7日前までに、使用中止の手続きをした場合のみ、使用料を返金（還付）します。その際は、**使用許可書**と**印鑑**を持参し、**使用中止届出書**、**還付申請書**に記入してください。

**※還付について** ⇒ 使用日の7日前を過ぎて使用を中止する場合は還付ができません。使用の有無に関わらず使用料をお支払いください。

## 8. 施設の利用方法について

### ■利用開始

各施設は、常時施錠しています。利用開始の5分前から鍵の受け渡しを行いますので、**受付事務所**で使用許可書を提示し、貸出簿に記入し、鍵を受取ってください。

### ■退出

退出時は、空調・照明のスイッチを切り、窓を閉め、備品等を移動した場合は元の位置に戻し、片付け等を行い、部屋を施錠した上で各使用区分の終了時間までに、鍵を**受付事務所**に返却してください。

※ 同施設を連続使用される場合は、連続使用の終了時刻までに、鍵を返却してください。

## 9. 申請団体とは

### ■使用日の8週前に予約ができる団体

団体	内容
NPO	特定非営利活動法人（NPO法人）。非営利活動団体。NGO団体。
校区コミュニティ協議会	市内45小学校区で地域活動を行う公益活動団体
その他営利を目的としない団体	市民サークル…市民が運営するサークル、同好会。 公益法人…社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人など。 同業者団体…同業種の協力的組織（〇〇士会・〇〇師会等）。中小企業による協同組合。商店会・商店街。 伝統芸能団体…免許皆伝する家元・流派。

### ■使用日の4週前に予約ができる団体

団体	内容
営利団体	企業組織（株式会社・有限会社等）など、利益を出すことを目的としている団体で、事業を通して得た利益を出資者などに分配する団体。
政治団体	政治上の主義もしくは政策を推進・支持・反対することを本来の目的とする団体。特定の公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者となろうとする者を含む）を支持・反対することを本来の目的とする団体。前記の活動を主な活動として組織的かつ継続的に行う団体。選挙管理委員会に届出している団体。
宗教団体	宗教法人格を取得している団体。宗教法人法で定める団体。

※ ただし、祭事等の宗教行事または布教活動に該当するとき、専ら営利を図る活動に該当すると認められるとき等、サプリ村野NPOセンター条例7条各号のいずれかに該当する場合は使用できません。

## 10. 利用に関して

項目	内容
ごみの処理	・ごみは、各自でお持ち帰りください。
貴重品の管理	・盗難には各自注意し、貴重品は責任をもって管理してください。
部屋の退出と損害賠償	・備品（机・椅子等）を移動させた場合は、各時間帯の終了時間までに、必ず元の位置に戻し、後片付け（室内を汚した場合は清掃）をしてください。部屋を出る時は空調・照明のスイッチを切り、戸締りをして施錠してください。 ・部屋の鍵は使用后、速やかに <b>受付事務所</b> まで返却してください。 ・各種備品・設備等を破損・損傷・滅失した場合、原形・原状に回復してください。回復できない場合は、損害を賠償していただく場合があります。

<p>拾得物の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で落し物・忘れ物をされた場合は、<b>受付事務所</b>までお問い合わせください。</li> <li><b>受付事務所</b>に届けられた施設内の拾得物は概ね 3 ヶ月間、記録・保管しますが、所有者不明の場合は処分しますので、ご了承ください。但し、金銭等（経済的価値の高いもの・社会生活上紛失して影響のあるものを含む）の場合は、管内警察署（最寄の交番）へ回付します。</li> </ul>
<p>台風時等の施設利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>枚方市に「暴風警報」等の発令があった場合でも、施設の閉館は行いません。ただし、施設を利用されている方につきましては、利用をできるだけ自粛し、ご退館いただきますようお願いいたします。利用を自粛された際の使用料の還付については、受付にお問い合わせください。</li> <li>暴風警報が発令された場合でも、窓口での予約受付を行います。</li> </ul>
<p>音量面への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな音を発する（アンプ類・ドラム・金管楽器・和太鼓等）活動の使用はできません。また、アンプ類を使用しない楽器（アコースティックギター・三味線・尺八・小唄・詩吟等）については、他室から苦情が寄せられないよう配慮することを前提条件として利用の許可を行います。</li> </ul>
<p>駐車場・駐輪場の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用目的以外（買い物・営業・通勤・通学等）の駐車・駐輪は禁止します。</li> <li>駐車台数に限りがあるので、施設利用終了後は速やかに退出してください。自動車で来館される場合は、なるべく乗り合いでお越しください。</li> </ul>
<p>体操・ダンスによる利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階下から苦情が寄せられないように床面の振動に配慮してください。</li> <li>他室から苦情が寄せられないよう音量面に配慮してください。</li> <li>床面が傷つかないように、ダンスシューズはヒールにキャップをするか、底の柔らかい靴を使用してください。</li> <li>床がすべりやすくなっているため、ケガのないように十分注意してください。</li> </ul>



京阪電鉄交野線

村野駅より徒歩 10 分、

星ヶ丘駅より徒歩 10 分

※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

■■■ お問い合わせ ■■■

枚方市立サプリ村野NPOセンター

電話 072-805-0105 FAX 072-805-0110

(午前 9 時～午後 9 時・毎月第 4 火曜休館)

枚方市村野西町 5 番 1 号